

外国人留学生支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、外国人留学生支援事業を実施することにより、外国人留学生を支援する介護事業所を運営する法人の長に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において、「外国人留学生」とは、日本語学校又は介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者をいう。
- (2) この要綱において、「外国人留学生支援事業」とは、卒業後の介護分野への就業を目的として、介護事業所を運営する法人が、外国人留学生に対して別表1に掲げる経費を貸与又は給付することで、その修学を支援するものをいう。
- (3) この要綱において、「介護事業所を運営する法人」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき指定を受けた別表2に掲げるサービスを提供する県内に所在する事業所を運営する法人であって、地方公共団体が設置し、かつ、運営しているもの以外のものをいう。

第3 補助の対象及び補助（率）額

別表1のとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 外国人留学生支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
 - イ 補助金所要額調書（様式第2号）
 - ウ 事業計画書（様式第3号）
 - エ 収支予算書（様式第4号）
 - オ 奨学金等貸与（給付）規程
 - カ 収支予算（見込）書の抄本
 - キ 在留カードの写し
 - ク 外国人留学生が日本語学校又は介護福祉士養成施設に在学していることを確認できる書類
 - ケ 介護事業所を運営する法人と、外国人留学生との間で取り交わされた、学費等の貸与又は給付に係る契約を確認できる書類
 - コ 日本語学校に在学する外国人留学生にあっては、介護事業所を運営する法人が、当該外国人留学生の介護福祉士養成施設への進学意向及び介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思を確認した書類
 - サ 介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生にあっては、介護事業所を運営する法人が、当該外国人留学生の介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思を確認した書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれら帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 介護事業所を運営する法人は、本事業を実施するため、貸与額、貸与期間、貸与方法、返還、返還の免除等について規定する貸与規程又は給付規程等を定めなければならない。
- (5) 日本語学校に在学する外国人留学生の交付対象期間（以下「対象期間」という。）は、2年を上限とする。なお、休学期間は対象期間から除くものとするが、病気等の真にやむを得ないと知事が認める事由により留年した期間については、対象期間に含めるものとする。
- (6) 介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生の対象期間は、正規の修学期間を上限とする。なお、休学期間は対象期間から除くものとするが、病気等の真にやむを得ないと知事が認めるとする事由により留年した期間については、対象期間に含めるものとする。
- (7) 国庫補助事業等による類似の他制度を受けている場合は、対象としない。

第6 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 外国人留学生支援事業費補助金事業計画変更承認申請書（様式第5号）
 - イ 補助金所要額調書（様式第2号）
 - ウ 変更事業計画書（様式第3号）
 - エ 変更収支予算書（様式第4号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第6号）
 - イ 補助金精算書（様式第2号）
 - ウ 収支決算書（様式第4号）
 - エ 当該外国人留学生が貸与又は給付を受けたことを確認できる書類
- (2) 提出期限
事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 各1部
請求書（様式第7号）
- (2) 提出期限
補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内

第9 補助金の返還

介護事業所を運営する法人は、外国人留学生に貸与又は給付した、学費又は生活費が返還された場合には、前年度において返還された学費又は生活費のうち、補助の対象となった金額の3分の1に相当する額について、県に返還しなければならない。

- 提出書類 各1部
外国人留学生支援事業費補助金返還報告書（様式第8号）
前年度の返還金の金額が確認できる書類（歳入決算抄本等）

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

2 この要綱の施行の際、改正前の要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

別表1

補助の対象		基準額	補助率（額）
外国人留学生の範囲	経 費		
日本語学校生徒	<p>外国人留学生に貸与又は給付する学費及び生活費。</p> <p>補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。</p>	<p>1 学費 1人当たり年額60万円以内</p> <p>2 生活費 1人当たり年額36万円以内 ただし、年額36万円を超えて支援を行う場合は、下記(1)及び(2)に掲げる金額を基準額に加算するものとする。</p> <p>(1) 超えた額について年額24万円以内</p> <p>(2) 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月5万円以内</p>	<p>経費欄に掲げる経費から消費税相当額を除いた額と基準額とを比較していずれか少ない方の額の3分の1以内を補助額とする。</p> <p>ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p>
介護福祉士養成施設学生及び生徒	<p>外国人留学生に貸与又は給付する生活費。</p> <p>補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。</p>	<p>生活費 1人当たり年額36万円以内 ただし、年額36万円を超えて支援を行う場合は、下記(1)及び(2)に掲げる金額を基準額に加算するものとする。</p> <p>(1) 超えた額について年額24万円以内</p> <p>(2) 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月5万円以内</p>	

別表2

居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護
地域密着型サービス	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護
施設サービス	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設
介護予防サービス	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

様式第1号（用紙　日本産業規格A4縦型）

外国人留学生支援事業費補助金交付申請書

第　　号
年　　月　　日

静岡県知事　氏　　名　　様

法人の所在地

法　人　名

代表者職・氏名

年度において外国人留学生支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額　　円

2 外国人留学生に対する貸与又は給付の予定時期　　年　　月　　日

口座振替先　金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人（カナ）

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

様式第2号（用紙　日本産業規格A4横型）

補助金所要額調書（補助金精算書）

対象外国人留学生	対象経費	総事業費 <u>(税抜)</u> A	寄附金その他 の収入見込額 B	県費補助 基本額 C (=A-B)	補助基準額 D	県費補助 所要額 E
	学 費	円	円	円	円	円
	生活費					
	学 費					
	生活費					
	学 費					
	生活費					
合 計						

（注）

- 1 行が足りない場合は、行を追加すること。
- 2 対象外国人留学生1人ごとに記入すること。
- 3 寄附金その他の収入があるときは、補助金の額の算定に当たり、対象経費から当該寄附金その他収入の額を控除するものとする。
- 4 E欄には、C欄とD欄を比較していずれか少ない方の額の3分の1の額を記入すること。（千円未満切捨て）
- 5 別紙1、2「事業対象となる外国人留学生の状況一覧表」に対象外国人留学生の状況を記載し添付すること。

事業対象となる外国人留学生の状況一覧表

日本語学校に在学する留学生

NO	氏名 (日本語表記)	住所	生年月日 (年齢)	国籍	在留期間 始期	在留期間 終期	在籍する日本語学校					卒業(退学)後の進路 ※事業終了年度に記載			
							学校名	学年	所在地	電話番号	入学 年月日	卒業予定 年月	進学先	所在地	電話番号
1															
2															
3															
4															
5															

(注) 行が足りない場合は適宜追加すること。

事業対象となる外国人留学生の状況一覧表

介護福祉士養成施設に在籍する留学生

NO	氏名 (日本語表記)	住所	生年月日 (年齢)	国籍	在留期間 始期	在留期間 終期	在籍する介護福祉士養成施設				卒業(退学)後の進路 ※事業終了年度に記載		
							養成施設名	所在地	電話番号	入学 年月日	卒業予定 年月	就職先	所在地
1													
2													
3													
4													
5													

(注) 行が足りない場合は適宜追加すること。

様式第3号（用紙　日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書）

1 事業の内容

区分	内 容	実施（予定）時期	備 考

2 事業完了（予定）年月日 年 月 日

（注）変更事業計画の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

收支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区分	予 算 額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△ 減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区分	予 算 額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△ 減	
	円	円	円	円	
計					

様式第5号（用紙　日本産業規格A4縦型）

外国人留学生支援事業費補助金事業計画変更承認申請書

第　　号
年　　月　　日

静岡県知事　　氏　　名　　様

法人の所在地

法　人　名

代表者職・氏名

年　月　日付け　第　　号により補助金の交付の決定を受けた外国人留学生支援事業の計画を
次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1　計画変更の理由

2　変更の内容

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

様式第6号（用紙　日本産業規格A4縦型）

実績報告書

第　　号
年　　月　　日

静岡県知事　　氏　　名　　様

法人の所在地

法　人　名

代表者職・氏名

年　月　日付け　　第　　号により補助金交付の決定を受けた外国人留学生支援事業が完了した
ので、関係書類を添えて報告します。

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

様式第7号（用紙　日本産業規格A4縦型）

請求書

金　　円

ただし、　　年　　月　　日付け　　第　　号により補助金交付の確定を受けた外国人留学生支援事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年　　月　　日

静岡県知事　　氏　　名　　様

法人の所在地

法　人　名

代表者職・氏名

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

様式第8号（用紙　日本産業規格A4縦型）

外国人留学生支援事業費補助金返還報告書

第　　号
年　　月　　日

静岡県知事 氏　　名　様

法人の所在地

法　人　名

代表者職・氏名

印

年度において、外国人留学生支援事業費補助金が、次のとおり返還されたので、報告します。

A 返還した外国人留学生氏名	B 返還金額	C 貸与又は給付を行った年度	D （C×1/3） 県返還額

(注)

- 1 県返還額は、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。
- 2 貸与又は給付を行った年度は、一年度ごとに記載してください。
- 3 前年度の返還金額が確認できる書類を添付すること。